

**東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催時の川崎港におけるホテルシップ  
実施にあたっての基本的な条件は次のとおりです！**

＜基本的な条件＞

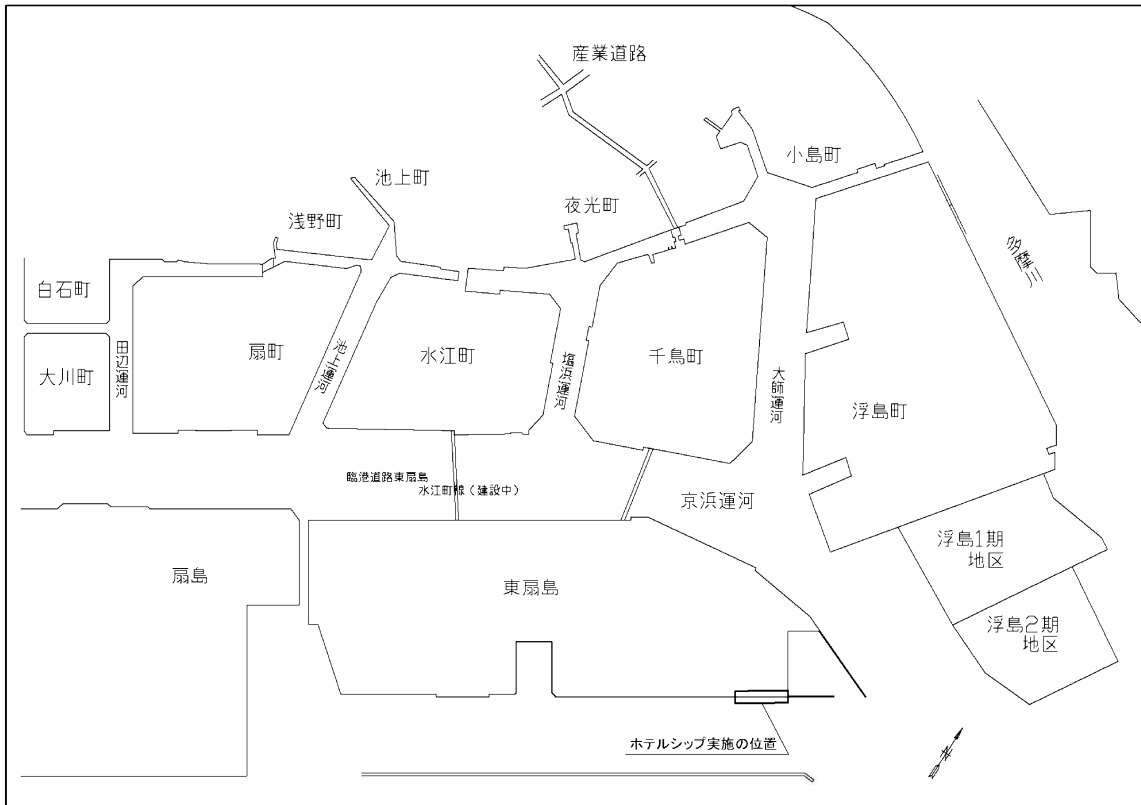
- ・船舶の規模は、7万トン級（総トン数）※<sup>1</sup>を上限とする。
- ・実施の位置及び範囲は、別紙のとおり
- ・対象期間は、2020年7月1日から同年9月30日の中で必要とする最小限の期間
- ・費用は次の事項を除き、原則、ホテルシップ運営者が負担する。
  - （1）係留施設（防舷材、係船柱等）の整備にかかる費用
  - （2）給水施設の整備にかかる費用※<sup>2</sup>
  - （3）国際船舶・港湾保安法に基づく立入制限区域の警備にかかる費用
- ・その他当市のインバウンド等の振興・クルーズ振興に係ることについて協力する。

上記条件について、事前協議が整った時点で当該船会社を正式な協議対象者として決定する。

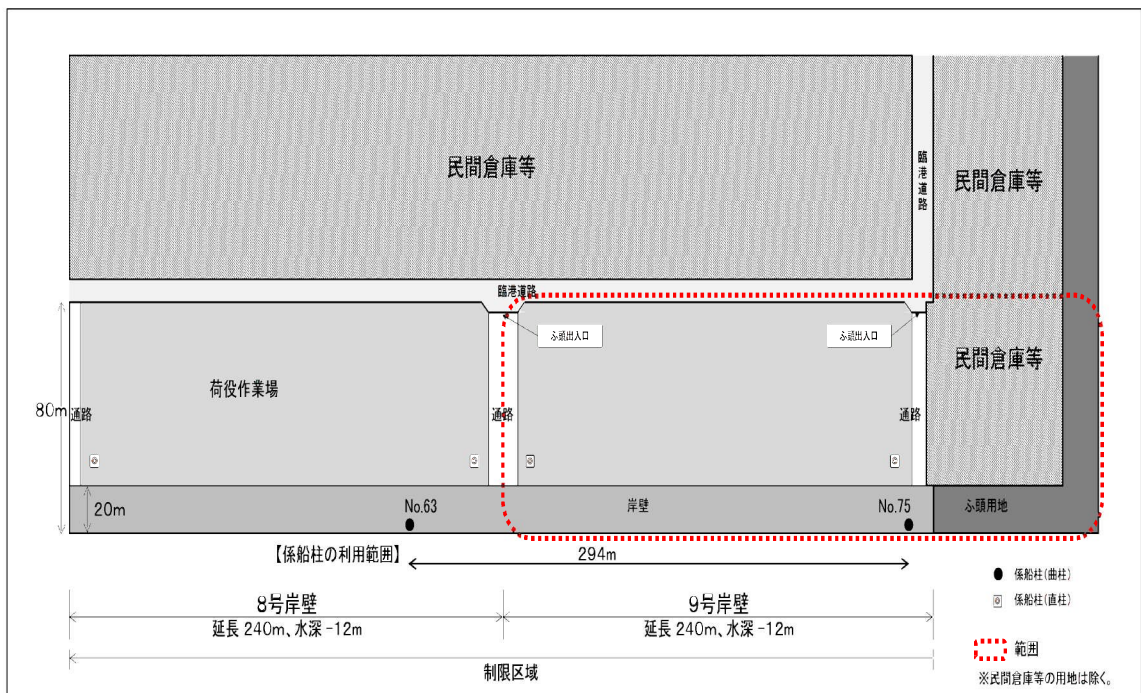
※1 実施予定者の決定時期によっては、船舶規模の上限や係留能力を変更する場合がありますので、ご注意ください。

※2 船舶による運搬給水で対応できない場合に整備を行います。そのため、実施予定者の決定時期によっては、新たな給水施設の整備を行わない場合がありますので、ご注意ください。

位置図



範囲図



実施の位置及び範囲は、上図を原則とし、詳細は協議のうえ決定するものとする。